

茨木市保育所等副食費用負担軽減補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された私立保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により設置された私立幼保連携型認定こども園並びに同法第3条第1項の規定により認定された私立保育所型認定こども園及び私立幼稚園型認定こども園（以下「私立保育所等」という。）に対し、市が補助金を交付することにより、安心して食事の提供ができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる私立保育所等は、3歳児以上の子どもが在園する私立保育所等のうち、茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成26年茨木市条例第26号）別表第2に規定する副食費用以下で設定しており、次の各号のいずれかに該当する私立保育所等とする。

(1) 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）により、施設及び運営が適正であると市長が認める私立保育所

(2) 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年大阪府条例第88号）により、施設及び運営が適正であると市長が認める私立幼保連携型認定こども園、私立保育所型認定こども園及び私立幼稚園型認定こども園

(補助額)

第3 補助額は、特定教育・保育等に要する費用のうち、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2に規定する副食費徴収免除加算の金額から茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成26年茨木市条例第26号）別表第2に規定する副食費用の金額を差し引いた金額とする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更の申請)

第6 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第4に準じて決定の内容を変更し、茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金交付変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第7 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(補助金額の確定等)

第8 市長は、第7の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第9 第8の補助金確定通知書を受けたものは指定された期日までに、茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類（第12及び第13において「帳簿等」という。）を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第13 補助金の交付を受けたものは、帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第14 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金交付申請書

茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象者数

2 交付申請額

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（原本証明）

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者名

様

茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金は、次の
条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第4号（第6関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団 体 名
代 表 者 名

様

茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|-----------------|---|
| 1 交 付 決 定 額 | 円 |
| 2 変 更 増 減 額 | 円 |
| 3 変 更 交 付 決 定 額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第5号（第7関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 収支決算書

様式第6号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者名

様

茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第7号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所

団 体 名

代表者名

⑩

茨木市保育所等副食費用負担軽減補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円